

新型コロナウイルス感染症陽性者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間の解除日の基準

陽性者	有症状者	発症日の翌日から 9日間かつ症状軽快日 *の翌日から 3日間経過（最短10日目から解除） ※症状軽快日…発熱がなく、呼吸器症状が改善した日（咳があっても、軽快傾向なら可）									
		第0日目	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目	第8日目	第9日目
陽性者	無症状者	検体採取日の翌日から 7日間経過（8日目から解除）									
		第0日目	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目	第8日目	
濃厚接触者 <small>（令和4年7月25日更新）</small>		陽性者との最終接触日の翌日から 5日間経過（6日目から解除） ※ただし、2日目及び3日目に薬事承認を受けた抗原定性検査キット（自費）を用いた検査で陰性を確認した場合は、 3日目から解除が可能									
		第0日目	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目			
		接触日							解除日		
		接触日		抗原検査○	抗原検査○	解除日					

*家族が職場や通学先で検査対象となった場合（濃厚接触者特定含む）でも、その家族及び本校生徒とともに症状がなければ、自宅待機を求めないでよい。

※該当生徒の確認は、隨時、下記フォルダ内のリストを参照のこと。



file.ad.edu.city.kyoto.jp\UNT1\org\紫野高\★新型コロナウイルス対応\PCR受検一覧